ロ　当該未承認新規医薬品等を使用できる医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の制限その他の当該未承認新規医薬品等を使用するに当たり必要な条件（以下「使用条件」という。）

ハ　当該未承認新規医薬品等の使用に起因するものと疑われる有害事象の把握の方法

ニ　患者に対する説明及び同意の取得の方法

二　診療科の長は、当該診療科において未承認新規医薬品等を使用した全ての症例について、定期的に、及び患者が死亡した場合その他担当部門が必要とする場合には、担当部門に報告を行うこと。

第二条　未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合の担当部門に関する規程に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

一　担当部門には、規則第一条の十一第二項第二号に規定する医薬品安全管理責任者又は同項第三号に規定する医療機器安全管理責任者を責任者として配置すること。

二　担当部門には、複数の診療科の医師等を配置すること。

三　担当部門の長は、診療科の長から前条第一号の申出が行われた場合において、当該申出の内容を確認するとともに、次条第一号に規定する未承認新規医薬品等評価委員会に対して当該未承認新規医薬品等の使用の適否及び使用条件等について意見を求めること。

四　担当部門の長は、前号の意見の求めに応じ、次条第一号に規定する未承認新規医薬品等評価委員会が述べた意見を踏まえ、当該未承認新規医薬品等の使用の適否及び使用条件等について決定し、前条第一号の申出を行った診療科の長に対しその結果を通知すること。

五　担当部門の長は、特定機能病院の管理者（次号において単に「管理者」という。）に規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき作成した規程（次号において単に「規程」という。）に定める事項の従業者の遵守状況を報告するため、当該未承認新規医薬品等が適正な手続に基づいて使用されていたかどうかに関し、定期的に、及び使用後に患者が死亡した場合その他必要な場合には、診療録等の記載内容を確認すること。

六　第四号の決定をしたとき及び規程に定める事項の従業者の遵守状況を確認したときに、その内容について管理者に報告すること。

第三条　未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合のその他の事項に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

一　当該特定機能病院に、未承認新規医薬品等の使用の適否等について意見を述べる未承認新規医薬品等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

二　委員会には、当該未承認新規医薬品等を用いた医療の提供に関連のある診療科に所属する医師等、当該医師等と異なる診療科に所属する医師等及び規則第九条の二十三第一項第六号に規定する医療安全管理部門に所属する医師等を含めた三名以上の医師等並びに医療安全管理部門に所属する薬剤師を配置すること。

三　委員会の長は、前条第三号の意見の求めに応じ、当該未承認新規医薬品等の使用に関する倫理的及び科学的な妥当性及び当該未承認新規医薬品等の適切な使用方法について審査を行い、当該未承認新規医薬品等の使用の適否、使用条件及び使用後に報告を求める症例等について、担当部門に対して意見を述べること。

四　委員会に配置された医師等が第一条第一号の申出が行われた診療科に所属する場合には、当該医師等は前号の審査等を行わないものとすること。この場合において、第二号の規定の適用については、同号中「医師等を」とあるのは、「医師等（第一条第一項の申出が行われた診療科に所属する者を除く。）を」とする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２２８号

宮城県宮城郡利府町森郷字土橋12番地７

債務者　荒井　真一

1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号

大分県別府市西野口町７番14号　パールハイツ西野口206号

債務者　松下　とと　許　　君子

1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号

大分市大字津守1075番地の５（シャルマンＺ102）

債務者　青木　　健

1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　濱本　高史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６２０号

福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目137番地ルミエール98―302号

債務者　岡部　昌司

1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大津　啓二

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月16日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５８号

福岡県糟屋郡須恵町上須恵1322―38、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2664番地７

債務者　桑野都美緒

1　決定年月日時　平成28年５月23日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　紫牟田洋志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午後１時15分

5　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９号

埼玉県秩父市中町13番３号

債務者　野澤　　弘

1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石井　智章

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで

さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第５２８４号

大阪市住吉区我孫子西２丁目11番16号

債務者　辻本憲太朗

1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中弘　　剛

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部